

茅ヶ崎市立図書館協議会委員について（概要）

1. 任期

2年間（今回は平成30年5月から平成32年5月まで）

2. 委員構成（5名）

- （1）学校教育関係者
- （2）社会教育関係者（公民館運営審議会委員）
- （3）ボランティア関係者
- （4）学識経験者
- （5）市民公募委員

3. 活動回数

年4回程度（主に平日昼間に開催予定）

4. 協議会開催場所

- ・主として茅ヶ崎市立図書館本館にて開催
- ・年に1回程度、市内あるいは市外の図書館関係施設へ視察等を実施  
（昨年度は文教大学湘南図書館を視察）

5. 報酬等については、日額1万円

6. 審議事項は、茅ヶ崎市立図書館の運営に関する事項、また、図書館が行う奉仕活動に関する事項の審議

（昨年度は、第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画の平成28年度評価を実施）

## ※ 参 考

茅ヶ崎市立図書館条例（抜粋）

（協議会の設置）

第 15 条 図書館法第 14 条第 1 項の規定により図書館に茅ヶ崎市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（平 24 条例 10・追加）

（委員）

第 16 条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、5 人とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（平 10 条例 45・一部改正、平 12 条例 42・旧第 3 条繰下、平 24 条例 10・旧第 15 条繰下・一部改正）